

消費税の届出はお済みですか？

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

○ 課税事業者とは？

基準期間（※）における課税売上高が1,000万円を超える方が該当します。

※ 基準期間：個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。したがって、平成23年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成25年分の消費税の課税事業者に該当します。

また、平成23年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（平成24年1月1日から6月30日までの期間。）の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成25年分の消費税の課税事業者に該当します。

この場合、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することができます。

○ 簡易課税制度について

基準期間（前々年）における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。この制度を平成25年分から適用して申告する方は、平成24年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 簡易課税制度は「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税（簡易課税制度を選択しなかった場合）により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

なお、一般課税で申告される方は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿および請求書等の両方の保存がない場合、原則として仕入税額控除の適用を受けることができませんのでご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。電話相談センターへお問い合わせください。電話相談センターのご利用は、佐渡税務署（☎74-3276）にお電話いただき、自動音声案内に従い番号「1」を選択してください。

平成24年分 決算説明会のお知らせ

税務署では、決算説明会を次の日程表のとおり開催いたします。

決算説明会では、所得税および消費税の一般的な決算の仕方ならびに確定申告に当たっての留意事項を説明いたします。区分および対象により開催日が異なりますのでご注意ください。

注 平成23年分の所得税・消費税の確定申告書を次の方法により作成し提出した方には、申告書・決算書等が送付されませんのでご注意ください。

- ① 確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ）にて作成した方
- ② 確定申告会場（アミューズメント佐渡）でパソコンにて作成した方
- ③ e-Tax（イータックス）ソフトにて作成した方 等

【日程表】

区分	対象	開催日時	会場
青色決算説明会	事業・不動産所得関係	12月 6日(木) 午前10時～正午	アミューズメント佐渡 2階 文化情報センター (中原234-1)
		12月 7日(金) 午前10時～正午	
	農業所得関係	12月 6日(木) 午後 2時～4時	
		12月 7日(金) 午後 2時～4時	
白色決算説明会	事業・不動産所得関係	12月11日(火) 午前10時～正午	
	農業所得関係	12月11日(火) 午後 2時～4時	

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門 ☎74-3276（自動音声案内「2」を選択してください。）

